

日立製作所製エレベーターを所有のお客さまへ
《部品供給の停止に関するお知らせ》

平素より当社（日立製作所/日立ビルシステム製）エレベーターをご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。
表題の件、当社が今までに製造・納入したエレベーターのうち、既に生産を終了している機種におきましては、機能維持に要する保守部品の一部に供給困難となるものが生じております。

保守部品を安定供給するため、部品の備蓄や代替品の製作等の対応を図っておりますが、駆動装置や制御装置における電気・電子部品をはじめとした主要装置関連部品等において、継続的な調達・供給が困難な状況になってきております。

つきましては、当該機種における部品供給期限に関して以下の通り連絡させていただきますので、何卒事情ご賢察賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

－ 記 －

1. 対象となるエレベーター

	機種名称	生産期間	部品供給期限 (最長※)
エレベーター	乗用4人乗り ファミリエース	1988年～2000年	2024年6月

※部品在庫状況により早まる可能性があります。

また、一部の旧装置については、改造・修理にて対応させていただく場合がございます。

2. 部品供給停止に伴いご注意いただきたい点、今後の対応について

(1) ご注意いただきたい点

添付資料に記載の部品は、エレベーターの性能を発揮させるための重要な部品であり、代替が困難であるため、これらの部品が故障・破損した場合、復旧できない場合があります。また、記載のない部品においても部品供給期限を超えますと供給できない場合があります。

(2) 今後の対応

信頼性、安全性などの性能向上を実現するリニューアルをご検討賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

3. エレベーターの法定耐用年数および保守部品の供給期間について

(1) 法定耐用年数

エレベーターの法定耐用年数は(昭和40年大蔵省令第15号「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」)にて17年と定められております。

(2) 保守部品の供給期間

当社においては、主要装置の平均耐用年数等を踏まえ保守部品の標準供給期間は、原則として当該機種の生産終了後20年を目処としています。

本件のお問い合わせ窓口

https://www.hbs.co.jp/cgi-bin/form_toiwase.cgi

以上

〈添付資料〉

部品供給停止に伴いご注意いただきたい点

添付資料**部品供給停止に伴いご注意いただきたい点****ロープ式エレベーター（交流）乗用4人乗り（ファミリーース）**

2024年6月を目処※に下表中の部品の供給を停止させていただきます。つきましては、本紙に記載の注意事項をあらかじめご了承ください。

- ※供給停止期限は、当該部品の在庫状況により早まる可能性があります。
- ※一部の旧装置については、改造・修理にて対応させていただく場合がございます。

【供給停止部品と機能】

部品	機能
巻上機・電動機	エレベーターを駆動します。
プリント板	運転制御、速度制御、入出力通信を行います。

**注意**

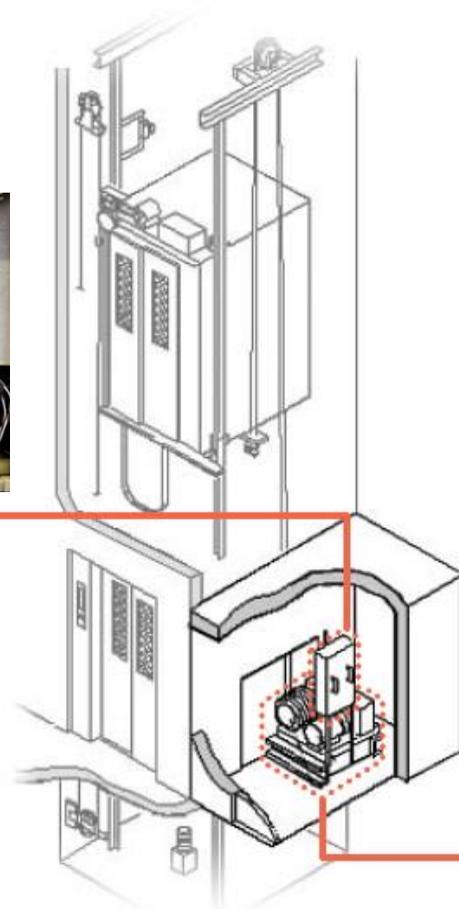
供給停止部品が故障した場合、以下の事象が発生する恐れがあります。供給停止後に故障が発生した場合、供給停止部品の復旧はできませんので、故障発生以降はエレベーターを使用しないでください。

【供給停止部品が故障した場合の影響】

部品	故障した場合の影響
巻上機・電動機	・エレベーターの運転ができなくなります。 ・起動不能故障・閉じ込め故障などが発生し、予期せぬ事故が発生する恐れがあります。
プリント板	

【参考図】(写真は代表例です)

プリント板



電動機



巻上機

